JIS

ベンゼン・トルエン・キシレン－
第 2 部：トルエン

JIS K 2435-2：2026

（JAIA/JSA）

令和 8 年 10 月 20 日　改正

日本産業標準調査会 審議

（日本規格協会 発行）

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
（部会長）	田 辺 新 一	早稲田大学
（委員）	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	片 山 英 樹	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	鐘 築 利 仁	一般財団法人日本規格協会
	鎌 田 敏 郎	大阪大学
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	小 山 明 男	明治大学
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	齋 藤 美 佳	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 辻 利 之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	俵 木 登美子	一般社団法人くすりの適正使用協議会
	水 流 聡 子	東京大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輌工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	増 井 慶次郎	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	山 根 敏	国立大学法人埼玉大学

主 務 大 臣：経済産業大臣　　制定：平成 18.3.25　　改正：令和 8.10.20
官 報 掲 載 日：令和 8.10.20
原 案 作 成 者：一般社団法人日本芳香族工業会
（〒103-0025　東京都中央区日本橋茅場町 3-5-2　アロマビル　TEL 03-3666-5341）
一般財団法人日本規格協会
（〒108-0073　東京都港区三田 3-11-28　三田 Avanti　TEL 050-1742-6017）
審 議 部 会：日本産業標準調査会　標準第一部会（部会長　田辺　新一）

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課（〒100-8901　東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

目　次

ページ
序文 1
1　適用範囲 1
2　引用規格 1
3　用語及び定義 1
4　品質 2
5　試験方法 2
5.1　一般 2
5.2　試料の採取及び調製 2
5.3　外観 2
5.4　色 2
5.5　密度及び比重 2
5.6　硫黄分 3
5.7　ガスクロマトグラフィーによる成分試験 3
5.8　蒸留試験 9
5.9　硫酸着色試験 12
6　表示 13
参考文献 13
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表 14
解　説 16

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は，産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき，一般社団法人日本芳香族工業会（JAIA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から，産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり，日本産業標準調査会の審議を経て，経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって，**JIS K 2435-2**:2006 は改正され，この規格に置き換えられた。

この規格は，著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が，特許権，出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は，このような特許権，出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について，責任はもたない。

JIS K 2435 規格群（ベンゼン・トルエン・キシレン）は，次に示す部で構成する。

JIS K 2435-1　第 1 部：ベンゼン

JIS K 2435-2　第 2 部：トルエン

JIS K 2435-3　第 3 部：キシレン

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本産業規格　　JIS
K 2435-2：2026

ベンゼン・トルエン・キシレン－第2部：トルエン

Benzene・Toluene・Xylene—Part 2: Toluene

序文

この規格は，1979年に第1版として発行された**ISO 5272**を基とし，技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお，この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は，対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて，**附属書JA**に示す。

1　適用範囲

この規格は，工業用のトルエン（溶剤用を含む。）について規定する。

警告　トルエンは，引火性の強い危険物であり，火災，爆発などの危険があるため，特に火気，静電気などに注意するとともに，取扱いには万全の注意が必要である。さらに，健康有害性の強い物質であるため，取扱い上，蒸気の吸入，皮膚接触などを避けるように十分な注意が必要である。また，大気，水質の汚染を防止するため，試料採取時の洗浄廃液，試験終了後の試料の処分などについても可能な限り回収する必要がある。

この規格は，その使用に関連して起こり得る全ての安全上の問題を取り扱おうとするものではない。この規格の利用者は，各自の責任において安全及び健康に対する適切な措置を取らなければならない。

注記　この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を，次に示す。

ISO 5272:1979，Toluene for industrial use－Specifications（MOD）

なお，対応の程度を示す記号“MOD”は，**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき，“修正している”ことを示す。

2　引用規格

次に掲げる引用規格は，この規格に引用されることによって，その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。この引用規格は，その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS K 2435-1　ベンゼン・トルエン・キシレン－第1部：ベンゼン

3　用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は，**JIS K 2435-1**の**箇条3**（用語及び定義）による。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。